

平成30年度事業計画書

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで

公1 助成事業〈定款上の根拠／第4条第1項第1号〉

ボランティア活動や福祉活動に助成し地域社会の振興及び地域福祉の振興を図る事業

1. 趣 旨

ボランティア活動や福祉活動等の事業に対する助成を通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

2. 事業内容

ア 地域福祉振興助成

障害者等を支援する福祉活動団体、ボランティア活動団体に対して、公募により申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。

【助成額等】

- 助成総額 4,500万円（予定額）
- 1件あたりの上限額 100万円
- 助成率 80%
- 助成予定件数 70件

【助成の具体例】

- 農福連携事業におけるハーブ農園内の農業作業場の設置工事費
- 障がい者デザインブランドの立ち上げ経費
- 聴覚障害者向けAED講習の開発・開催のための備品購入費
- 一次救命基礎知識からの障がい者への緊急時対応研修費

【募集回数】

1回

イ 被災地復興助成

日本国内の自然災害等で甚大な被害を受けた被災地における障害者等の生活、地域福祉の復旧、復興に取り組むボランティア団体、福祉活動団体に対して、公募により申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。

※30年度に関しては、実施する予定なし。但し大規模災害が発生した場合は随時実施する。予算については、地域福祉振興助成と合わせて4,500万円とする。

3. 募集方法

当法人のホームページへ掲載するほか、社会福祉協議会等の地域福祉関連施設・団体等を通じてチラシなどを配布して公募する。

助成申込はウェブ申請のほか郵送でも受け付ける。

4. 選考方法

すべての応募について当法人設置の選考委員会に諮り、選考基準及び年間予算額に則り、助成先及び助成額を決定する。

5. 選考結果及び助成実績

選考結果は、個人情報を除き当法人のホームページで公表する。また、助成事業の実績を掲載した報告集を毎年作成し、希望者に無償で配布する。

公2 施設貸与事業〈定款上の根拠／第4条第1項2号及び3号〉

建物等を活用し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業

1. 趣 旨

公共の保健福祉事業及びボランティア活動や福祉活動等に対する建物等の貸与や地域イベントの開催等、当法人が保有する建物を活用することを通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれておられる方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

2. 事業内容

ア 芦屋市保健福祉センター事業（芦屋市の保健福祉施設の用に供する建物及び設備の貸与）

本事業は、芦屋市に対し「保健福祉センター事業」に使用する建物等を貸与することによって、不特定多数の市民の地域福祉の促進に寄与し、当法人の目的である障害者等社会的弱者にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資するものである。

【施 設】

芦屋市保健福祉センター（鉄筋コンクリート造4F建 使用面積8,797.35㎡）
（兵庫県芦屋市呉川町14-9）

【芦屋市保健福祉センターの具合的機能】

- 保健センター
子育て支援・各種健診 等
- 福祉センター
障害者相談支援・高齢者生活支援・介護予防・権利擁護・水浴訓練・ボランティア活動支援 等
- 歯科センター
休日歯科応急診療・障害者歯科診療・歯の無料相談と健診

【賃 料】

- 平成30年度家賃収益 9,365万3,496円
(月額賃料 780万4,458円)

※ 月額賃料は次の計算式により算出している。

(土地評価額×0.004+建物評価額×0.006) ×使用面積比率+消費税

イ 木口記念会館事業(会議室、ホール等の貸与)

本事業は、障害者を支援するボランティア活動、福祉活動やその他地域福祉の向上を目的とした利用にたいして、当法人が取得、建設した施設(木口記念会館)のホールや会議室等を無料又は低価で貸与する。

なお、公益目的以外の利用には貸与しない。

【施設】

木口記念会館(鉄筋コンクリート造4F建 床面積2,820.7㎡)
(兵庫県芦屋市呉川町14-10)

【利用の具体例】

- 就労している障害者の交流会
- 普通学校に通う障害児への学習支援
- 障害者を対象とした就労支援のための講座
- 障害児を持つ親のための交流会
- 依存症の自助グループセミナー

【利用料金】

会議室、ホール等を利用するものは、当法人が定めた使用料金を支払うものとする。ただし、障害者を支援するボランティア活動及び福祉活動を目的に利用する場合は料金を全額免除し、その他の地域福祉の向上を目的に利用する場合は料金の半額を免除する。利用料金減免は事前に申請を受け付け適用する。

【利用受付】

利用日の2カ月前(大会議室及び多目的ホールは6カ月前)から受け付ける。また、障害者を支援するボランティア活動、福祉活動を目的に利用する場合は、利用日の3カ月前(大会議室及び多目的ホールは7カ月前)から受け付ける。なお、営利目的での利用は受け付けない。

【公益目的利用の促進】

開館の公益目的利用の促進にあたっては、ニュースレター「木口記念会館だより」を3カ月に1回発行し、会館に備え付ける他、無償で障害者団体やボランティア市民団体等に送付する。

ウ イベント事業（地域振興及び地域福祉促進のためのイベント開催）

本事業は、当法人が所有する建物を活用して、地域社会の振興と地域福祉の促進を目的に各種イベントを開催する。

【実施場所】

木口記念会館及び芦屋市保健福祉センター

【実施内容】

（１）障害者アートフェスタ

当法人の主催で、障害者と地域住民の交流を目的にアート展を開催する。

主な内容

障害者のアート作品の展示

障害者団体やボランティア市民団体によるバザー・模擬店 等

開催時期及び期間 5月下旬（1日）

参加申込 不要（参加無料）

（２）あしや保健福祉フェア

当法人と芦屋市の共催で、保健福祉をテーマとしたフェアを開催する。

主な内容

シンポジウム・講演会・啓発ビデオ上映会・パネル展・写真展・

体験コーナー・相談コーナー、バザー、模擬店 等

開催時期及び期間 7月下旬（1日）

参加申込 不要（参加無料）

（３）木口福祉財団設立20周年記念事業「感謝のつどい」

2018年9月1日をもって木口福祉財団が設立20周年を迎えるにあたり、障害者団体やボランティア・市民活動団体のみなさまをはじめ、日頃よりお世話になっている方々に、これまでの感謝の気持ちを伝え、また地域のみなさまに、もっと当財団の事を知っていただく事を目的に開催する。

主な内容

ダウン症書道家の揮毫・講演会・パネルディスカッション・

障害者によるパフォーマンスショー・木口福祉財団記念DVD発行

開催時期及び期間 9月上旬（1日）

参加申込 不要（参加無料／一部要申込）

（４）市民活動団体交流の集い（ひょうごボランティア・スクエア21）

当法人の主催で、障害者団体、ボランティア・市民活動団体の関係者を対象に意見交流会を開催する。

主な内容

各地のボランティア・市民活動団体の活動紹介と意見交流

開催時期及び期間 10月下旬（1日）

参加申込 要（参加無料）

(5) その他のイベント

1年を通じて、落語寄席、障害者と家族を対象としたお食事会、音楽コンサート等、木口記念会館を活用した様々なイベントを企画開催し、地域福祉の促進と地域交流を図る。